

人事よろず 相談室

アドバイザーに聞く

～65歳以上の従業員の雇用保険適用について～



下川 正義

社会保険労務士
下川行政書士事務所代表

Q 当社は、人員不足の観点から高齢者雇用も考えています。今年1月より65歳以上の労働者についても雇用保険の適用対象となると聞きましたが、どのような制度でしょうか？

A 政府は「1億総活躍」を推進し、一方高齢者も老後の収入・生活不安から65歳を超えても就労を希望していることなどから、平成29年1月1日以降、65歳以上の労働者についても下記の条件に該当すれば雇用保険の適用対象となります。

- ① 1週間の所定労働時間が20時間以上あること。
- ② 雇用見込が31日以上あること。

《解説》

1. 1月1日以降、上記適用要件に該当する65歳以上の労働者が在籍する又は、新たに採用する65歳以上の労働者が、上記①及び②に該当する場合、管轄のハローワークで資格取得の手続きが必要となる。ただし65歳の誕生日以前から雇用保険が適用されている労働者の手続きは不要。
2. 従来、毎年4月1日現在において満64歳以上の労働者は雇用保険料が免除されているが、平成32年4月1日以降には満64歳以上になる労働者についても労使とも保険料を負担する。
3. 雇用保険の加入に伴って下記ア～エの制度が適用される。
 - ア 失業した場合には「高年齢求職者給付金」（いわゆる失業給付金）が支給される。
 - 「高年齢求職者給付金」の額は

被保険者期間が1年以上の場合・・・基本手当日額の50日分	}	が一時金として支給
被保険者期間が1年未満の場合・・・基本手当日額の30日分		
 - 「高年齢求職者給付金」の受給資格要件は
 - ・ 離職していること。
 - ・ 積極的に就職する意思があること。
 - ・ 離職前1年間に、原則賃金支払基礎日数が11日以上ある月が、通算して6ヶ月以上あること。
(65歳未満は、「離職前2年間に「通算して1年以上」である)
 - イ 「高年齢求職者給付金」の受給資格がある人は、就職促進給付なども対象となる。
 - ウ 育児休業・介護休業給付金の対象にもなる。
 - エ 教育訓練給付金の対象にもなる。(訓練開始した日が離職後1年以内も可能)
4. 65歳以上の雇用管理上の留意点
 - ア 65歳以上の労働者は、多くの場合有期雇用の形態となると思われる。有期雇用契約を更新して5年を超えた場合、「無期転換申込権」が発生する。(労働契約法第18条)(有期雇用特別措置法に基づき労働局の認定を受けた場合、定年後継続雇用者は、無期転換申込権の例外が適用される)
 - イ 企業規模、勤務時間などによっては、社会保険の加入となり在職老齢年金による年金減額の可能性がある。
 - ウ 65歳以上の労働者の雇用は、短時間・短期間などフレキシブルな活用が検討されるが、退職時に高年齢求職者給付金の受給を希望する者には、最低6ヶ月間は週20時間以上かつ、月間11日以上勤務条件が必要となる。
 - エ 退職後に高年齢求職者給付金を受給しても年金との受給調整はない。(65歳未満は調整がある)

以上